

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、水防法及び災害対策基本法並びに愛知県水防計画の定めるところにより管内各河川・ため池・海岸の洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減して、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め水防活動に万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任

- (1) 水防管理団体は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有し、その団体の管理者は市長とする。
- (2) 水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限
 - 水防管理団体は、次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第5条の水防団等の所轄にかかる事項を含む）を有する。（法第3条）
 - ア 水防体制を確立すること（法第3条）
 - イ 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第2条第6項、法第3条）
 - ウ 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第2条第6項）
 - エ 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること。（法第9条）
 - オ 水位状況の関係者への通報（法第12条）
 - カ 消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
 - キ 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる消防団に指示すること（法第5条第3項、法第21条第1項）
 - ク 警察官の出動を求めること（法第22条）
 - ケ 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
 - コ 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
 - サ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
 - シ 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
 - ス 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
 - セ 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）
 - ソ 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること（法第29条）
 - タ 水防に要する費用を負担すること（法第41条）

- チ 法第 24 条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第 45 条）
- ツ 平常時における区域内的の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第 9 条）
- テ 消防事務との調整（法第 50 条）
- ト 水防協力団体の指定、監督（法第 36 条、法第 39 条）
- ナ 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導もしくは助言（法第 40 条）

第 3 節 住 民 の 義 務

「自らの身の安全は自ら守る」が水防の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、水防に関するこの基本的責務を有する。

また、常に気象状況・水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 水防本部の組織

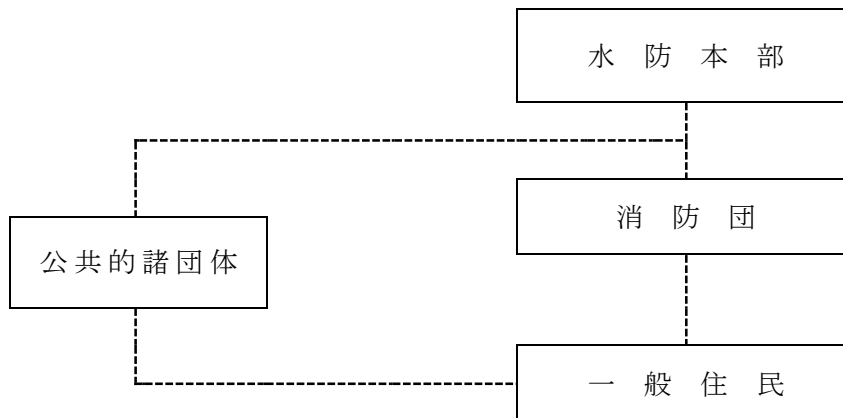
1 水防に関係ある警報・注意報等の発表等により、洪水又は高潮のおそれがあると認められるとき、又は河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあると予想されたときから水防団待機水位に復し、洪水による危険が解消するまでの間市役所内に水防本部を設置し、災害対策本部の組織による任務分担に準じて事務を処理する。

また、近年の異常気象等により、災害対策本部が設置されるまでの間に、水防活動が必要になった場合は、施設を所管する部又は課の長は、水防班員を招集し、水防本部を設置することができる。

なお、水防本部は、災害対策本部のうち環境経済部、都市建設部、水道部、消防部により構成する。

※施設例 河川堤防、水路・・・・・・・・土木課
調整池、都市下水路・・・・・・・・下水道課
農業用ため池、農業用水路・・・農務課
他、水防に関わる施設・・・・所管課

2 水防対策系統図



第2節 災害対策本部との関係

水防本部長は災害の情勢に応じ、水防本部組織を災害対策本部組織に切り換え、有機的活用を図るものとする。

第3章 水防上の注意箇所

第1節 河川

1 意義

水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立するために水防計画書に明記するもの。

2 評定基準

区分番号	種別	重要性			選定理由（例示）
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/5～1/2の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が1/2以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を超える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の1/2以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。（堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の2/3以下の区間）。パラペットが設置されており、その高さが30cm未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予測される箇所。新堤で完成後3年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防

4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ
5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ(洗掘)	堤防と接近している河岸が深掘れ(洗掘)されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績あるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ(洗掘)されているか河床の深掘れ(洗掘)の著しい箇所堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ(洗掘) ・河床深掘れ(洗掘) ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施行中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、水等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

3 重要水防箇所

番号	河川名	注意を要する区域			重要度	水防工法
		地名	左右岸名(下流に向かって)	延長(m)		
1	準用河川土留木川(市道名和加木屋線山東交差点南70mから上流)	名和町	左側	280	水のあふれ	C 積土俵工
2	準用河川土留木川(市道名和加木屋線山東交差点南70mから上流)	〃	右側	280	〃	C 〃

3	2級河川大田川 (国道247号大田橋から上流)	大田町	左側	110	〃	B	〃
4	2級河川大田川 (上野橋から栄橋まで)	富木島町 加木屋町	左側	1,800	堤防斜面の崩れ	B	杭打ち 積土俵工
5	2級河川大田川 (上野橋から栄橋まで)	富木島町 加木屋町	右側	1,800	〃	B	杭打ち 積土俵工
6	2級河川大田川 (上野橋から上流)	富木島町	右側	50	水のあふれ	B	積土俵工

4 評定基準参考資料

(1) 基本事項

ア 前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。

イ 各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を把握して判断する。

(左右岸の比較も含む)

ウ 計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく、上記により判断する。

エ 評定基準は毎年3月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

(2) 選定理由の説明

区分 番号	種別	重要度	選定理由	注意事項	備考
2	堤防断面	B	堤防の上端幅(天端幅)不足	堤防断面積とあるが堤防の上端(天端)幅で読む。	
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基本地盤の軟弱とする。	
			堤防斜面(法面)不良	堤防斜面(法)崩壊、すべり、急激な沈下とする。	
			新堤	新堤と堤体盛土(既設堤防の上端(天端)幅の土)とする。	
6	深掘れ (洗掘)	A・B	深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水	

				等含む。	
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。	
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。	

第2節 浸水のおそれのある地域

東海市ハザードマップのとおり

第4章 水防活動

第1節 非常配備

東海市災害対策活動要綱及び東海市災害対策活動要領に準ずる。

なお、国土交通大臣又は愛知県知事が水防警報を行う河川及び海岸については、水防警報が発表され、その河川海岸の水位が警戒を発する基準を超えるおそれがある場合は、非常配備体制とする。ただし、危険を伴う水防活動に従事する場合、配備職員及び消防団員等の安全確保を図らなくてはならない。

また、水防班員は第3非常配備体制の土木班員により構成する。

第2節 巡視警戒

- 1 豪雨その他連日の降雨等の際は増水状況に注意し、増水が予想されるとき又は異常高潮の恐れがあると予想されるときは東海市災害対策活動要綱に基づき実情の把握に努めるものとする。
- 2 降雨が依然として続き、水防団待機水位に達するか又はこれを上昇すると予想されるとき、水防警報が発表される恐れのあるとき、異常高潮の恐れがあるとき及び高潮注意報の発表が予測されるときは、消防長は消防団長を通じて当該区域の分団長に管轄区域の巡視のため消防団員を派遣するように指示する。
- 3 雨量がますます増大して氾濫・水のあふれが予想されるとき又は氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なおこれを上昇すると予想されるとき及び気象予報により高潮の危険が予測され高潮警報が発表されたときは、消防長は消防団長を通じて当該区域の分団長に巡視要員のほか、更に警戒要員の団員を現地に派遣して直ちに管轄区域の監視警戒に当たるように指示する。
- 4 巡視及び警戒の服務については2人以上を1組として増水の状況に応じて第1次巡視要員及び第2次警戒要員とに区分し、これら団員の編成、巡視及び警戒の対象、種別、経路、服務時間、服務方法等について当該分団長は事前に計画を樹立し、実際活動に万全を期するものとする。
- 5 報告については、巡視警戒を開始したならば分団長はその都度異状の有無を消防本部へ連絡しなければならない。
- 6 消防本部は、異状の有無を水防本部へ連絡しなければならない。

第3節 観測

雨量、水位、潮の観測その他の気象状況については、県防災局、知多建設事務所その他関係方面との緊密な連絡をとり情勢把握に努めなければならない。

1 雨量観測

名称（観測所）	電 話	備 考
東海市消防本部（署）	36-0119	
土留木橋 （準用河川土留木川）		
順見橋 （準用河川大田川）		

※水防本部が設置され気象状況により相当の降雨があると認めるときは、毎時間観測しその状況を水防本部に報告する。

2 水位観測

- (1) 土留木川樋門、大田川樋門、信濃川樋門、大田樋門及び南柴田樋門については操作委託を受けた分団長等が、天白川・大田川・中川・渡内川・上野新川及び横須賀新川については都市建設部及び水道部において降雨が激しく増大するおそれのあるときは、氾濫注意水位（警戒水位）に達する迄の間は1時間毎に水防本部に報告する。

また、南柴田樋門、土留木橋、山東橋、木庭中橋及び順見橋については都市建設部において水位計で情報を収集し、降雨が激しく増大するおそれのあるときは氾濫危険水位に達する迄の間は1時間毎に水防本部に報告する。

なお、急激な水位上昇を観測した場合等必要に応じて水防本部に報告する。

- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお増水のおそれがあるときは、同水位に復するまで刻々と報告する。
- (3) 最高水位に達し減水に向うときは、水位とその時刻を報告する。

名 称	通報水位	準備 (氾濫注意水位)	出動水位 (避難判断水位)	氾濫危険水 位
大 田 川 樋 門 (2級河川大田川) 東海市大田町浜新田7番1地先	TP 0.40	TP 1.00	TP 1.40	TP 2.20
信 濃 川 樋 門 (2級河川信濃川) 東海市養父町正神103番地先	TP 0.20	TP 0.70	TP 1.10	TP 1.73
土 留 木 樋 門 (準用河川土留木川) 東海市名和町北三ヶ月13番4地先	TP 0.75	TP 1.25	TP 1.55	TP 2.15
富田橋上流左岸水位標 (2級河川渡内川) 東海市富木島町後田66番1地先	TP 2.00	TP 2.60	TP 3.00	TP 3.67

※上記の河川については、感潮河川のため、潮位の影響を著しく受けることがあり、判断値を超過することがあるため、付近雨量との関係から危険度を判断する必要がある。

名 称	川底の高さ	氾濫危険水位
南柴田樋門 (準用河川土留木川)		
土留木橋 (準用河川土留木川)	TP 0.66	TP 2.30
山東橋 (準用河川土留木川)	TP 3.75	TP 5.35

木庭中橋 (2級河川渡内川)	TP 0. 4 7	TP 3. 6 8
順見橋 (準用河川大田川)	TP 7. 2 7	TP 9. 7 0

3 潮位観測（名古屋港潮位観測点）

名 称	電 話	所 在 地
名古屋港検潮所	6 6 1 - 4 1 1 1	名古屋市港区港町108

※自らの判断により高潮のおそれがあると認めたとき、又は高潮の危険が予想される旨の気象通報又は水防警報を受けたときは風速とともに潮位を観測所に問い合わせ水防本部に報告する。

4 雨量、水位、潮位情報

防災危機管理課及び消防本部（署）にある高度情報通信ネットワーク機器等から気象等の情報や土木課にある河川水位等監視装置から水位等の情報を収集し、その状況を必要に応じて水防本部に報告する。

また、庁舎内防災危機管理課に設置の防災行政無線ファックスにより愛知県水防本部からの雨量等情報提供を受け、その状況を必要に応じて水防本部に報告する。

第4節 信号・標識

1 信号

災害による危険区域の住民に避難のため立ち退くことを知らせる信号は次による。

避難警報	水防警報	打鐘信号	サイレン信号
事前避難 警報	水防信号 警報	○-○ ○-○-○	60秒 60秒 6秒
緊急避難 警報	避難 信号	○-○-○-○-○-○	3秒 3秒 3秒 2秒 2秒

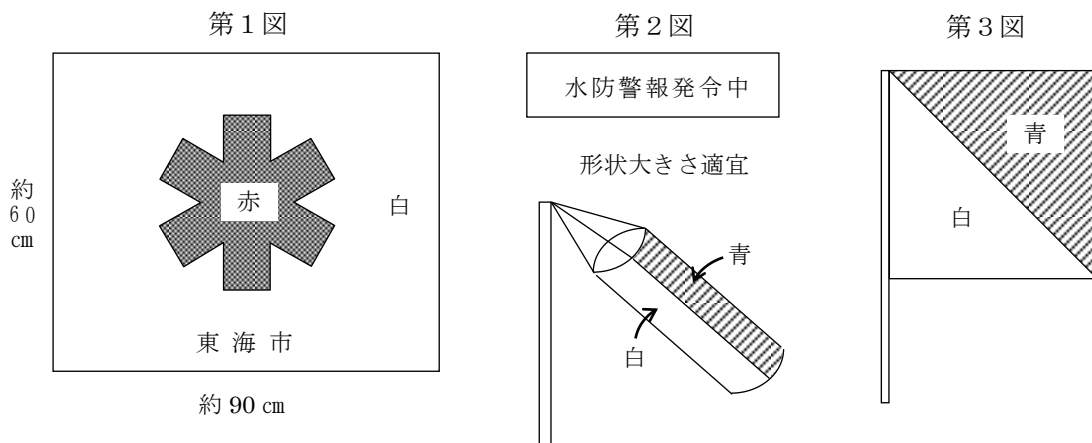
2 標識

(1) 緊急自動車優先進行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は、優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。



第5節 水防工法

水防工法は、発生した事態に適應する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々で行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ (洗掘)し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側 (川表)が崩れるのを防 ぐ。川側(川表)の淀欠け を防ぐ(暖流部)。	樹木に重り土のう をつけて流し局部 を被覆する。
	表シート張 り工	川側(川表)が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側(川表)の崩壊を防 ぐ。 吸い込み口をふさぎ透水を 防ぐ。	川側(川表)の漏 水面に防水シート 等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面(川表法面)、 根固めが、深掘れ(洗掘)、欠壊のお それがある箇所	過去に深掘れ(洗掘)等し た箇所の、災害の再発を防 ぐ。	川側堤防斜面(表 法面)に蛇かごを 立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇 所 (粘土質堤防)	竹の弾力性を利用して亀裂 の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀 裂をはさんで両肩 付近に竹をさし折 り曲げて連結す る。
	打ち継ぎ工	堤防の上端(天端)に亀裂が生じた箇 所 (砂質堤防)	亀裂の拡大を防ぐ。	上端(天端)の亀 裂をはさんで両肩 付近に杭を打ち、 鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏 小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀 裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面(裏法 面)の亀裂を竹で 縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面(裏法)、または裏 小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面(裏法 面)や裏小段の亀裂や崩壊 を防ぐ。	居住側斜面(裏法 面)に菱形形状に 杭を打ち、竹又は 鉄線で縫う。
	つなぎ縫い 工(竹)	堤防の上端(天端)や居住側斜面(裏 法面)に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂 の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさん で杭を打ち、竹で 結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平地	漏水の噴出口を中心に土の うを積んで水を貯え、その 水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜 面(裏法)先平地 に円形に積み土の うにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面(裏法面)に漏水し た水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と 漏水口との水位差を縮めて 水圧を弱め、漏水口の拡大 を防ぐ。	居住側斜面(裏 法)に半円形に土 のうを積む。
越水 (堤防から)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇 所	水があふれること(越水) を防ぐ。	堤防上端(天端) に土のうを数段積 み上げる。
	改良積土の う工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇 所	水があふれること(越水) を防ぐ。	堤防上端(天端) に杭を打ってシー

	所		トを張り、土のうを数段積み上げる。
せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗堀）が進んでいる箇所堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所堤脚の深掘れ（洗堀）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗堀）の拡大を防ぐ。
			居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
			堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
			崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
			深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

第5章 水防施設

第1節 倉庫等

1 倉庫

倉庫名	所在地	構造及び建築面積	備考
中央防災倉庫	中央町1-1	鉄骨造一部2階建 1,145.65㎡	資材配備

2 水防用資器材

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	kg	300	ペンチ	丁	8
ビニールシート	枚	100	なた・かま	丁	10
くい木(2m・3m)	本	200	つるはし	丁	10
鉄線	Kg	100	ハンマー	丁	15
ビニールパイプ	本	15	クリッパー	丁	3
鉄筋ぐい	本	150	一輪車	台	2
たこづち	丁	8	照明灯	台	大型 3
掛矢	丁	16	発電機	台	1
ショベル	丁	30			

※保有資器材数量は基準数量とし、その数量の備蓄に努めるものとする。

第2節 消防団詰所

分団名	所在地	構造及び面積	管轄区域
第1分団	名和町山東13-1	鉄筋コンクリート造平屋建 59.40㎡	南柴田町、新宝町、名和町、浅山
第2分団	荒尾町下り松1-10	鉄筋コンクリート造2階建 84.22㎡	荒尾町(通称加家の区域を除く)、富貴ノ台四丁目、五丁目
第3分団	富貴ノ台二丁目35	鉄筋コンクリート造2階建 68.68㎡	荒尾町(通称加家の区域に限る)、東海町、富貴ノ台一丁目、二丁目、三丁目、六丁目、中央町三丁目
第4分団	富木島町向イ3-3	鉄筋コンクリート造2階 65.00㎡	富木島町、中央町五丁目、六丁目(中央町町内会の区域を除く)
第5分団	大田町蟹田114	鉄筋コンクリート造2階建 70.40㎡	大田町、中央町一丁目、二丁目、四丁目、六丁目(中央町町内会の区域に限る)、七丁目
第6分団	高横須賀町東屋敷62-4	鉄筋コンクリート造2階建 70.58㎡	高横須賀町、中ノ池
第7分団	元浜町16	鉄筋コンクリート造2階建 78.08㎡	横須賀町、元浜町、養父町
第8分団	加木屋町唐畑11-6	コンクリートブロック造平屋建 48.78㎡	加木屋町

第3節 無線電話

種 別	識 別 信 号	設 置 場 所	所 在 地
愛知県 防災行政無線電話	722-1100	東海市役所総務部 防災危機管理課	東海市中央町一丁目1番地
超短波無線電話 (地域防災無線)	とうかい100	〃	〃
超短波無線電話 (消防無線)	とうかいしょうぼう	東海市消防本部(署)	東海市高横須賀町町新田1-1
超短波無線電話 (消防無線)	きゅうきゅうとうかい	〃	〃

備考 消防署北出張所及び南出張所には、消防無線の傍受器を設置

第4節 排水

1 排水ポンプ場

名 称	所 在 地	排 水 機		
		口径 (mm)	種 類	台 数
名和前ポンプ場	名和町五ノ横物1	900	立軸斜流ポンプ	1
〃	〃	1,000	〃	1
〃	〃	1,200	〃	4
浅山ポンプ場	名和町一ノ下26-2	900	〃	1
〃	〃	1,200	〃	1
〃	〃	1,500	〃	3
加家ポンプ場	東海町四丁目地内	800	〃	1
〃	〃	1,200	〃	2
〃	〃	1,500	〃	2
伏見ポンプ場	富木島町伏見四丁目2-1	700	〃	3
天宝ポンプ場	横須賀町天宝新田132-1	1,000	〃	1
〃	〃	1,650	〃	3
元浜ポンプ場	元浜町54-2 (第1) 元浜町62-2 (第2)	900	〃	2
〃	〃	1,500	〃	6

2 農業水門

名 称	排 水 範 囲	管 理 団 体
三 番 割 中 樋 門	名和町三番割中地内一帯	名和前新田土地管理 農業協同組合
ト>メキ樋門	名和町ト>メキ地内一帯	〃
大廻間池下流 樋門	名和町三ツ屋地内一帯	三ツ屋生産組合

3 農業排水ポンプ場

名 称	設 置 場 所	排 水 区 域	排水面積 (ha)	ポンプ口径 (mm)	受 託 者
川北新田 排水機場	大田町川北新田 1	大田町上浜田・川北 新田・浜新田・堀切・ 荒尾町源氏山・見晴 一帯	73	400 500 900	3 台 (株)エステム (TEL)611-0611
川北第二 排水機場	大田町上浜田 208	大田町上浜田・神宮 前・寺下・松崎・中 央町 2 丁目一帯 荒尾町一ツ根、大窪	31	500 500	2 台 〃
天宝新田 排水機場	横須賀町天宝新田 103	横須賀町天宝新田・ 高横須賀町井戸池・御 洲浜・踊場・尾之松・川 田・栗ノ木・呉天石・成 宝新田・町新田・葭山・ 四丁目・大田町天尾 崎・後田・蟹田・柏ノ 木・川島・郷中・汐田・ 下浜田・天神下・天神 下ノ上・東畑・前田・ 的場・山屋敷一帯	143	350 400 600 700 1,000	5 台 〃
養父新田 排水機場	養父町中川 60	養父町義神・島ノ内・ 里中・釈迦御堂・正 神・浅間前・中川・八 王子・南堀畑・横枕一 帯	32	400 600	2 台 〃
加木屋 第三 排水機場	加木屋町裾 75-3	加木屋町旭・石田・ 裾・樋・中井道・腹太・ 真崎・向山・山之脇一 帯	30	400 500	2 台 〃
計	5 地 区		309	1 4 台	

第6章 水防警報

第1節 水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は愛知県知事が洪水、津波及び高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（水防法第16条第1項）

第2節 水防警報を行う河川及び海岸

1 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

河川海岸名	区 域	
天 白 川	植田川合流点から	海まで
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

第3節 水防警報を発する基準

1 知事が水防警報を行う河川

河川海岸名	観測所名	所在地 (位置)	通報水位 (水防団待機水位)	準備(氾濫注意水位)	出動(避難判断水位)	危険(氾濫危険水位)	堤防高	発表者
天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目 (右岸 7.37 km付近)	T.P 2.90m	T.P 3.95m	T.P 4.90m	T.P 6.05m	T.P (下流に向かって) 左側 8.94m 右側 8.94m	尾張建設事務所長

2 知事が水防警報を行う海岸

市町村等をまとめた地域(参考)	発表区域 (市町村名)	発表基準 (標高m)		堤防高	発表者
		準備	出動		
知多地域	東海市	1.7	2.9	4.6	知多建設事務所長

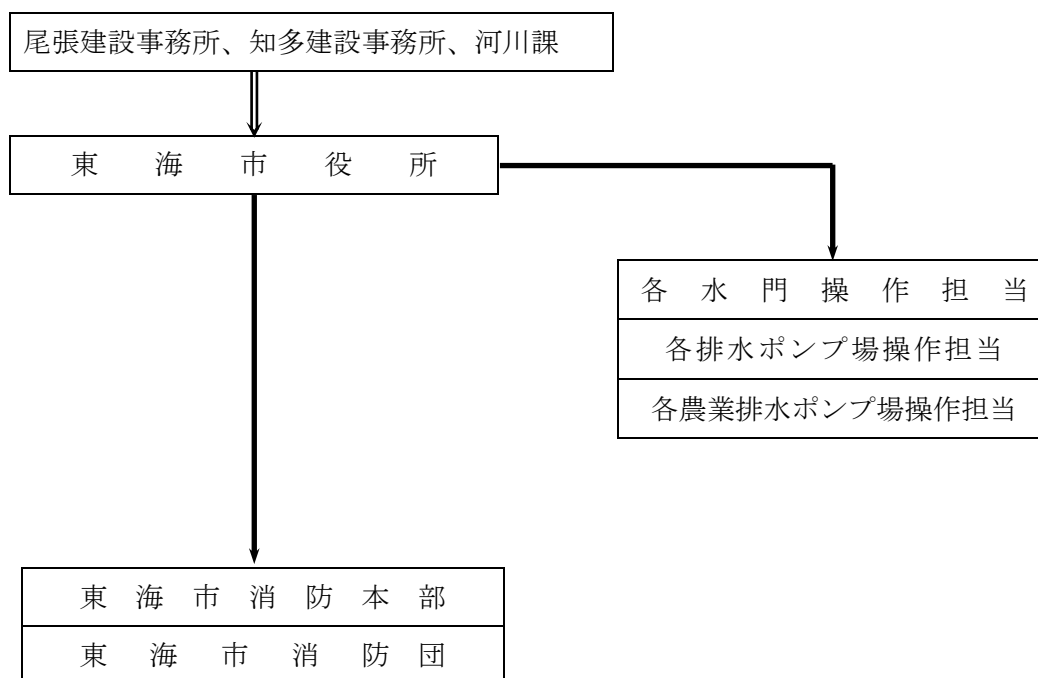
3 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

2 水防警報の段階と内容

段階	内容
準備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

第4節 水防警報の伝達系統



====> 高度情報通信ネットワーク

—> 加入電話又は携帯電話

第7章 洪水予報

第1節 洪水予報の意義

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

(水防法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域

1 知事が指定した河川

河川名	区 域
天白川	左右岸 植田川合流点 から 海まで

第3節 洪水予報に関する基準地点

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	氾濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m
天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目(右岸7.37Km付近)	2.90	3.95	4.90	6.05

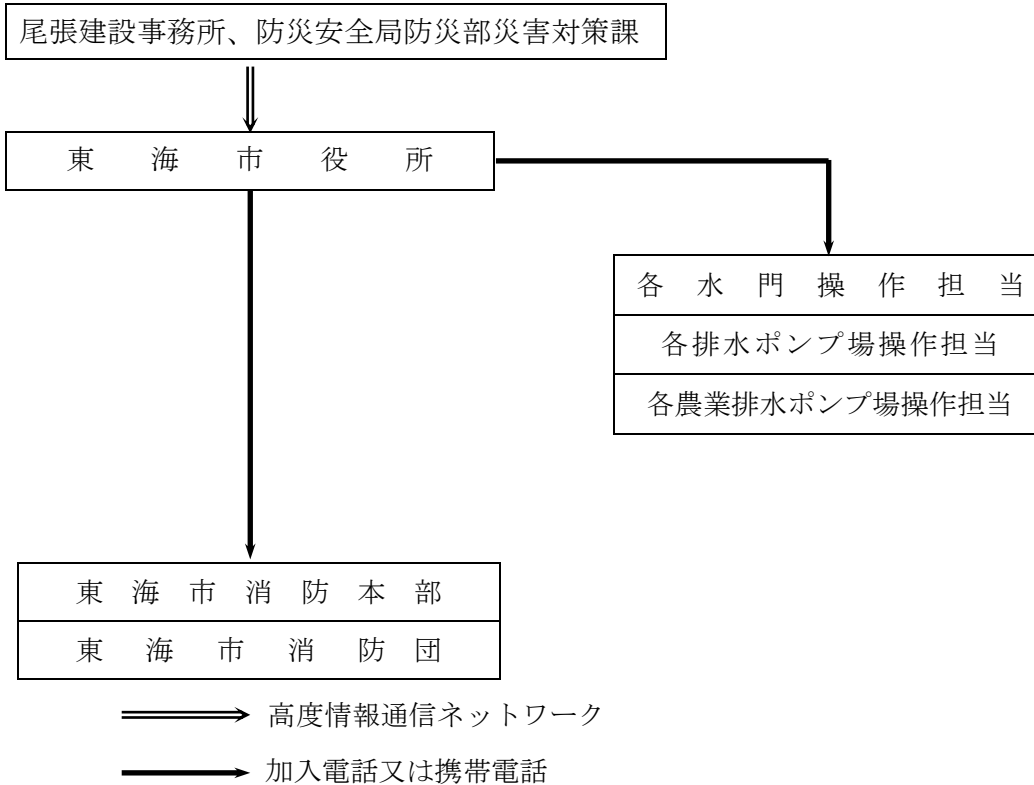
第4節 洪水予報の種類と基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」【警戒レベル5相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」【警戒レベル3相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」【警戒レベル2相当情報(洪水)】	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報」	「氾濫注意	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下

(警報解除)」	情報(警戒情報解除)」	回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

※洪水予報が継続しているときに、補足情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

第5節 洪水予報伝達系統



第 8 章 水位情報の周知

第 1 節 水位情報の周知の意義

1 河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（水防法第 13 条第 1 項・第 2 項・第 3 項）

第 2 節 水位情報の周知を行う河川及びその区域

1 知事が指定した河川

河川名	区 域
扇川	滝ノ水川合流点 から 天白川合流点まで

2 知事が指定した海岸

海岸名	区 域（起点～終点）	
三河湾・伊勢湾岸沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先

水位周知海岸 指定状況



第 3 節 水位情報の周知を行う水位観測所における基準水位

1 知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位 (m)				
		水防団待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難 判断	氾濫危 険 (洪 水特別 警戒)
扇川	鳴海 (左 岸 4.30 k m 付近)	T.P. (1.4 0)	T.P. (2.5 0)	T.P. (2.8 5)	T.P. 2.85	T.P. 3.5 0

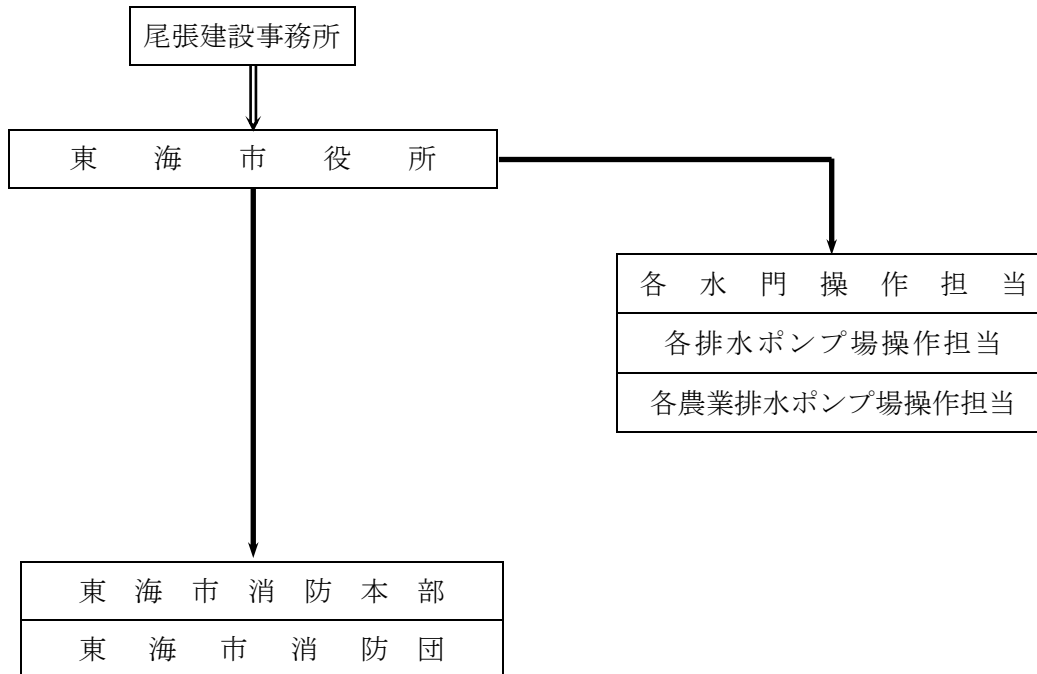
2 知事が指定した海岸

海岸名	観測所名	基準水位 (m)	
		高潮警戒水位※	高潮特別警戒水位
三河湾・伊勢湾岸沿岸	天白川河口	-	T.P (2.30)
	一色	T.P (1.90)	

※高潮警戒水位：高潮による災害の発生を警戒すべき水位（参考情報）

第4節 水位情報伝達系統

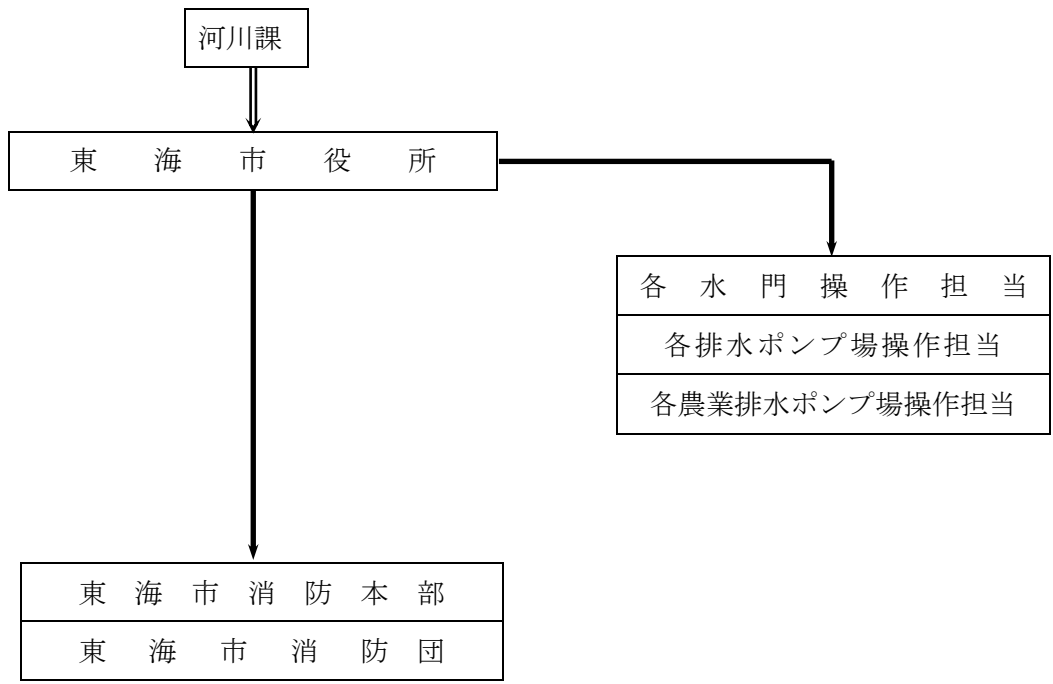
1 知事が水位情報の周知を行う河川



====> 高度情報通信ネットワーク

——> 加入電話又は携帯電話

2 知事が水位情報の周知を行う海岸



====> 高度情報通信ネットワーク

————> 加入電話又は携帯電話

第9章 通報連絡

第1節 連絡通報

- 1 警報等伝達、市民への連絡方法及び報告通報先系統は、地域防災計画に準ずる。
- 2 消防本部（署）又は消防団から水防本部へ及び水防本部から関係官庁へ報告する通知事項
 - ① 水位、雨量、潮位観測状況
 - ② 消防本部（署）、消防団出動、召集完了、人員報告
 - ③ 巡視警戒、配置完了
 - ④ 堤防、水こう門等異常発見状況
 - ⑤ 浸水のおそれの大なる場所及び被害が予想される池等の状況
 - ⑥ 水防作業開始
 - ⑦ 一般災害状況
 - ⑧ 水防警戒の必要及び解消

水防関係連絡通報先一覧表

連絡・通報先名称	住所	電話
愛知県知多建設事務所	半田市瑞穂町二丁目2-1	(代) 0569-21-3231
知多県民事務所	半田市出口町1-36	(代) 0569-21-8111
愛知県東海警察署	東海市横須賀町天宝新田52-1	(代) 0562-33-0110
愛知県防災安全局	名古屋市中区三の丸3-1-2	(代) 052-961-2111
愛知県知多農林水産事務所	半田市出口町1-36	(代) 0569-21-8111
第四管区海上保安本部	名古屋市港区入船2丁目3-12	(代) 052-661-1611
名古屋港管理組合	〃 港町1-11	(代) 052-661-4111
中部電力(株)緑営業所	名古屋市緑区大高町字東正地71-1	(代) 052-623-2711
西日本電信電話(株)名古屋南支店	名古屋市緑区鳴海町字京田40	052-621-9003
東邦ガス(株)東海営業所	東海市高横須賀町町新田8	(代) 0562-32-2101
愛知県愛知用水水道事務所	〃 大田町下浜田164-5	(代) 0562-33-2281
あいち知多農業協同組合上野支店	〃 荒尾町寄亀55	(代) 052-604-1211
あいち知多農業協同組合東海事業部	〃 高横須賀町角田22	0562-33-2331
独立行政法人水資源機構愛知用水総合事業部管理課	愛知郡東郷町大字諸輪字片平山25-25	0561-39-5462

第2節 決壊の通報

1 堤防等が決壊した場合、現場責任者（分団長）は直ちにその状況を次の要領により水防本部に報告するものとする。

- ① 場所・必要があればこれにいたる経路
- ② 決壊の状況
- ③ 水防に要する資材並びに人員
- ④ 応援の要否

2 水防本部は県知多建設事務所、知多県民センター及び警察署長に報告するとともに氾濫のおよぶ恐れのある隣接分団長及び隣接地水防管理者に通報するものとする。

第3節 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、消防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

1 人的・住家被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

2 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

第10章 避難

第1節 避難のための立ち退き

- 1 水防管理者は、氾濫危険水位を超え、堤防等の決壊又は決壊の危険に瀕した場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対して立ち退き又はその準備を指示するものとする。
伝達の方法等は、地域防災計画に準ずる。
- 2 立ち退き又はその準備を指示した場合は、警察署長に通知するものとする。
- 3 避難立ち退きに際しては水防信号、口頭伝達、マイク放送等併用するものとする。
- 4 避難所
 - (1) 拠点避難所
東海市地域防災計画に位置付けの拠点避難所に準ずる。
 - (2) 津波一時避難ビル
東海市地域防災計画に位置付けの津波一時避難ビルに準ずる。
- 5 洪水予報等の伝達方法に関しては、地域防災計画に準ずる。（風水害等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第3章 情報の収集・伝達・広報参照）
- 6 避難場所等への避難確保のための必要事項に関しては、地域防災計画に準ずる。（風水害等災害対策計画 第2編 災害予防 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策参照）
- 7 災害時要援護者施設の一覧及び連絡体制に関しては、地域防災計画に準ずる。（風水害等災害対策計画 第2編 災害予防 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策参照）

第 1 1 章 他の水防機構との協力応援

第 1 節 水防関係機関との相互協力

県知多建設事務所等と常に密接な連絡をとり、水防上の水位情報、警報等につき刻々通報を受け若しくは水のあふれ、堤防の決壊のおそれがあるときはその状況を通報しこれらの措置に協力を求めるものとする。

第 2 節 隣接地水防管理団体との協力

隣接地水防管理団体より応援の要求があった場合は、自らの水防活動に支障のない限り応援するものとする。

第 3 節 警察官の出動要請

水防管理者たる市長は、住民の退去、警戒区域の設定その他水防活動等において必要があると認めるときは、水防法第 2 2 条に基づき警察署長に対し警察官の出動を求めるものとする。

第 4 節 自衛隊の出動要請

水防管理者たる市長は、災害の情勢により必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の部隊派遣を要請するものとする。

第 1 2 章 水防訓練及び水門の監視

第 1 節 水防訓練

水防関係各機関の協力を得て実戦即応の巡視、観測、警戒、通信連絡、応援、避難、退去、決壊措置、水防工法等の各般にわたる総合的水防訓練を実施する。

第 2 節 水門の監視

- 1 県知多建設事務所、都市建設部等関係職員とともに河川堤防その他水防に係る工作物等を巡視し実態把握に努める。
- 2 消防団等は、次に定めるところにより水門操作を適正に行い、津波、波浪その他海水の浸入を防止するとともに洪水の疎通を調整し、災害の発生を防止するものとする。

水 門 の 名 称	監 視 団 体 等
土 留 木 川 樋 門	第 1 分 団
大 田 川 樋 門	第 5 分 団
信 濃 川 樋 門	第 7 分 団
大 田 樋 門	大 田 町 内 会
南 柴 田 樋 門	委 託 業 者
東 海 海 岸 門 扉	委 託 業 者

- ① 水門の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開門しておくものとする。
 - ア 台風等による異常高潮又は津波等の異常気象の発生が予想されるとき。
 - イ 操作機能を保持するため試運転の必要があるとき。
- ② 水門の操作を行う場合の構成員は、原則として1水門に対し5人とする。
- ③ 試運転は、異常事態における水門の操作の円滑を期するため原則として、月1回以上行うものとする。
- ④ 水門の開閉の順序は、原則として開門の場合は中央部のものから順次行う。閉門の場合は開門の順序の逆により行うものとする。
- ⑤ 操作員は、異常前においては気象情報の掌握に努め、それぞれの措置を行うものとする。
 - ア 高潮時（増水位よりも潮位が高い場合）は、全門を閉ざして防潮を図ること。
 - イ 増水時（増水位よりも潮位が低い場合）は、全門を開いて洪水の速やかな疎通を図ること。
 - ウ 増水と高潮が重なるとき（水位及び潮位が同程の場合）は、上流及び下流にある水位標又は招き扉の動きにより、内外水位を判断して、絶えず内水位が低くなるように全門を操作すること。
- ⑥ 操作員は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は自己の判断によって前記に準じて操作をすることができる。

- ⑦ 異常時における閉門中は、いかなる船舶の航行も認めないものとする。
- ⑧ 操作員は、操作完了後は次回の操作に支障を生じないように十分点検整備に努めるものとする。

第3節 河川、海岸等の管理者への連絡

消防本部（署）は、水門の監視団体等から危険箇所の報告があったときは、速やかに当該河川、海岸、池等の管理者に連絡し、必要な措置を求め、被害を未然に防止し、水防態勢の万全を図るものとする。

第 13 章 公用負担

第 1 節 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（市長）又は消防機関の長であるがその身分を証明する証明書を、その他これらの委任を受けた者にあつては、次の証明を携帯し必要がある場合はこれを提出すべきものとする。

公 用 負 担 権 限 証 明 書

〇〇消防団〇〇分団

分団長

何 某

上記の者を〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

令和 年 月 日

水防管理者 東海市長

印

第2節 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する場合は原則として、次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してこれをなすものとする。

公 用 負 担 証				
(第 号)				
目的物	種類			
負担の内容	使用	収用	処分等	
令和	年	月	日	
	東海市長			印
	事務取扱者	何 某		印
何 某 殿				

第 1 4 章 水防実施報告

第 1 節 水防実施報告

水防が終結したときは、関係各課は遅滞なく次の事項を水防本部に報告し、水防管理者は、3日以内に取りまとめて、第1号様式、第2号様式により、愛知県知多建設事務所長に報告する。

(法第47条)

- 1 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- 2 消防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- 3 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- 4 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- 5 使用資器材の種類・数量
- 6 法28条による公用負担の内容
- 7 応援の状況
- 8 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- 9 水防関係者の死傷
- 10 水防功労者及び功績
- 11 水防管理者の所見
- 12 その他必要事項

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		東 海 市		令和 年 月 日報告		
増水（出水）の概要		級 川水系 川始め 河川		最高時間雨量 mm 月 日 時 地内		
		総雨量 mm 月 日 時 月 日 時				
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ~ 月 日 時頃				
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員
		1			m	名
		2				
		3				
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名 居住者 名		消防団 名 () 名 計 名			
水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					
使用資器材	種類	数量	単価	金額 (円)		
特記事項						

備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第2号様式

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(愛知県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

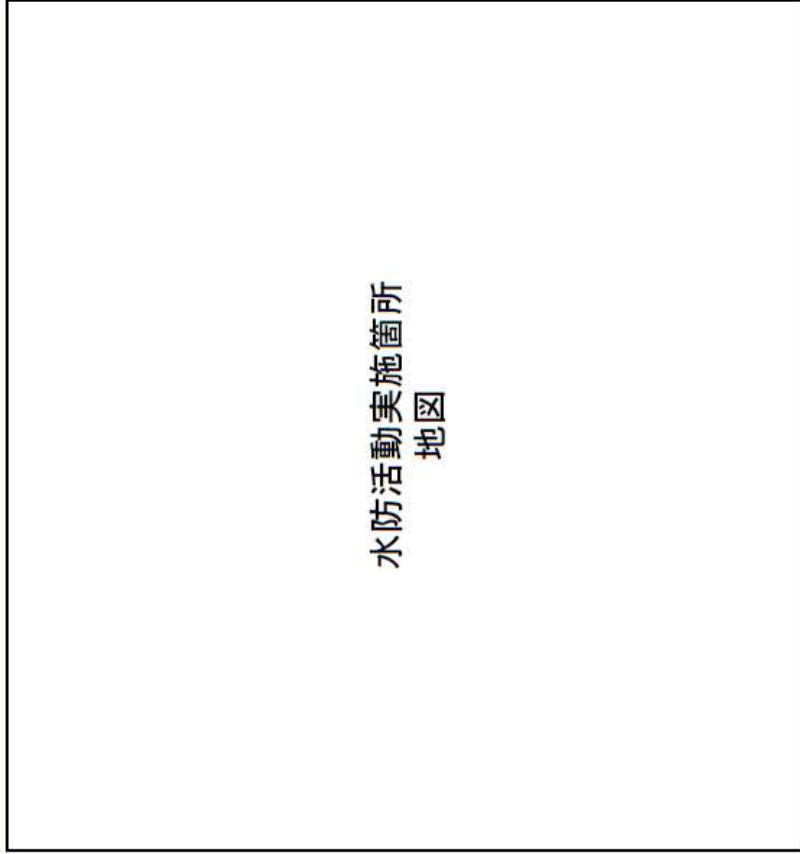
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

第2節 樋門等操作報告

樋門の操作（点検を除く）を行ったときは、様式1により愛知県知多建設事務所長に直ちに報告するものとする。なお、点検により操作を行ったときは、操作内容を様式2により、操作後速やかに報告するものとする。

様式1 (契約書第6条第4項関係)

異常気象時における樋門等操作報告書

FAX 知多建設事務所 (0569)21-3232

東 海 市

担当課

担当者名

連絡先

送信時間 月 日

時 分

所管	通番	海岸名	操作施設名	所在地	摘要	閉門時刻	開門時刻
知多建設事務所						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分

※「海岸名」欄は、適宜、河川名・港湾名・漁港名に変更する。

※閉門・開門操作については、1時間毎にFAXで送信する。ただし、定時報告の間に把握した操作状況については随時電話連絡する。

様式2（契約書第7条第2項関係）

樋門等操作報告書

東 海 市

活動期間		年 月 日～ 月 日	
施設名	活動日時	操作内容	操作人数
点検結果			
特記事項			

※操作報告書は、点検（作動確認）時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）

※活動日時には、①現地到着時刻、②閉門操作時刻、③開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。